

令和 8 年度第 1 回

旭川市廃棄物処分場環境対策協議会

会 議 録

会議の記録については、廃棄物処理課及び市政情報コーナーにおいて閲覧できるほか、市のホームページ（<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>の「附属機関等の情報」）に掲載します。

令和8年度第1回 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会会議 会議録

日 時	令和8年5月25日（月） 14：05 ～15：30
場 所	旭川市近文清掃工場 大会議室
出席者	○ 委員13人（定数13人） ・吉田英樹 ・東條安匡 ・小寺史浩 ・北邑英治 ・大西敏秀 ・米田均 ・河原晴彦 ・荒川恵美子 ・荒川信基 ・佐藤あゆみ ・椎名裕之 ・篠原泰則 ・中瀬博志 ○ 事務局8人 ・太田環境部長 ・佐藤循環型社会推進課長 ・浅沼同課長補佐 ・田中同課長補佐（旭川市廃棄物処分場所長） ・藤旭川市廃棄物処分場主査 ・増田同主査 ・工藤同主任 ・倉田同主任
公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
報道機関	なし
議事び資料等	○ 議事 1 会長及び副会長の選出 2 会議等の公開について 3 会議の定例化と令和8年度調査検討計画について 4 廃棄物処分場への資源物の搬入について ○ 配付資料・報告事項等 ・ 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会について （資料1） ・ 令和7年度の調査検討内容等について （資料2） ・ 旭川市最終処分場における最終覆土について （資料3） ・ 旭川市廃棄物処分場のガス測定について （資料4） ・ 浸出水の埋立地への内部貯留について （資料なし） ・ 廃棄物処分場資源物搬入マニュアル案 （資料5）
その他	《同日開催》 1 委嘱状交付式 （会議開始前） 2 処分場に関する勉強会 （会議終了後） 3 施設見学（近文清掃工場） （勉強会終了後）

※文中、中園廃棄物最終処分場を「中園処分場」、旭川市廃棄物処分場を「現処分場」と表記。

項 目	発言者等	発言要旨
開 会	司 会 (事務局)	ただ今から、令和8年度第1回 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を開催する。
	司 会	(会議前の確認及び説明) ・会議資料が揃っていること。 ・会議後に勉強会及び施設見学を行うこと。 ・会長選出まで環境部長が仮議長として進行すること。
委員・事務局職員紹介		(各委員から自己紹介) (循環型社会推進課長から事務局職員の紹介)
定足数確認	仮議長	本日の出席委員は(13人中)13人。会議の定足数に達しているので議事を進める。
議事(1) (正副会長選出)	仮議長	議事(1)会長及び副会長の選出について、会長及び副会長は、本協議会条例第6条第1項の規定で「学識経験者から選出する」としているが、意見・推薦等はあるか。
	委員1	会長に吉田委員、副会長に東條委員と小寺委員を推薦したい。
	仮議長	会長に吉田委員、副会長に東條委員と小寺委員との推薦があったが、ほかに意見等はあるか。
	(委 員)	(意見等なし)
	仮議長	意見等がなければ、委員1の提案内容でよい。
	(委 員)	(了承の声)
	仮議長	異議がないので、会長は、室蘭工業大学大学院工学研究科准教授の吉田英樹委員。副会長は、北海道大学大学院工学研究院環境工学部門教授の東條安匡委員。同じく副会長に旭川工業高等専門学校物質化学工学科准教授の小寺史浩委員とする。 以後は、会長に議事の進行をお願いする。
会長あいさつ	会 長	前回まで、前任の会長とともに副会長として参加していたので、これまでの経緯は把握している。 今回は13人中7人が新規委員。私も新たな気持ちで臨みたい。積極的に意見や質問をいただいてスムーズな進行に努めたいので、委員の協力をお願いする。
議事(2) (会議等の公開)	会 長	議事を進める。議事(2)会議等の公開について、事務局から説明を願う。
	事務局	(議事(2)により説明)
	会 長	ただ今の説明に対して、委員の質問、意見を求める。
	委員2	3の(1)に「発言を保障…」との記述があるが、「保障」ではなく「保証」ではないか。

		※（事務局で後日確認） 品質や身元など、人や物に対して責任を持つ場合は「保証」、権利等を守る場合は「保障」を用いると確認したので、自由な発言を守るという意味で「保障」とする。
	会 長	ほかに質問等はあるか。
	(委 員)	(質問等なし)
	会 長	議事(2)は承認でよいか。
	(委 員)	(異議等なし)
	会 長	議事(2)は承認された。
資料説明 資料１・２ (本協議会について)	会 長	続いて、議事(3)会議の定例化と令和８年度調査検討計画。 審議の前に、本協議会の概要やこれまでの審議経過等について、事務局から説明を願う。
	事務局	(資料１の１１ページで本協議会の概要を説明。)
		補足として、附属機関の歴史的経緯等について、江丹別の自然を考える会の代表でもある委員１に説明をお願いする。
	委員１	資料１の７ページ、旭川市中園廃棄物最終処分場監視委員会（以下、「中園監視委員会」）設置等の経緯、１の(1)に「平成１２年１２月２７日、(仮称)芳野処分場の建設差し止めなどを求めて…」とあるが、その経緯を説明する。 発端は、現処分場の建設計画に関する市と地域との調印。その調印は日曜日の朝８時に市長が地域に来て地元の有力者と交わしたもので、大部分の地元住民はそのことを知らなかった。 そのため、これは地域全体の合意ではないとして、地元の住民２２人で「江丹別の自然を考える会」を結成。建設計画の白紙撤回等を求めて、北海道公害審査会に調停を申請した。 調停の結果、現処分場建設の差し止めには至らなかったが、埋立を終了した中園処分場に関して、公害を出さずに廃止まで移行する方法を地域と市が共に考えるための附属機関として中園監視委員会が条例制定の上設置された。 設置以来、学識経験者３人、江丹別の自然を考える会４人、地域住民４人、一般公募４人を構成委員として、中園処分場を安全に廃止するための議論を重ねてきた。最も特徴的だったのは、処分場の維持管理費用（年間約１億円）の削減にまで議論が及んでいたことで、画期的な取組であったと思っている。 発足当初、我々と市環境部は敵対関係にあった。その後２０数年にわたる議論を重ねてきた結果、中園処分場を安全に廃止することができた。この経緯を承知いただき補足説明とする。
	事務局	続いて、これまでの審議経過等について説明する。

		(説明内容は資料 2 のとおり)
	会 長	私も平成 1 5 年から前会長等と会議に参加している。委員 1 の発言にもあったが、当時は市の説明に対して様々な意見が集中するなど、敵対関係がうかがえる雰囲気であった。 中園処分場は、大量のカラスが周辺の田畑を荒らしたり、火災の発生や不適切な埋立物など、多くの問題を抱える処分場であった。それらが現処分場の建設差し止め等を求める調停の申請につながり、その結果、私や前会長等も参加する中園監視委員会が設置された。 こういった経緯を新規の委員はあまり知らないと思うので、今後も折に触れて説明したい。 ここまでで質問等はあるか。
	委員 3	資料 1 の 1 1 ページ、条例第 1 条の条文（埋立処分が終了したもの及び廃止をしたものを含む。）には、昭和 4 5 年に設置した嵐山の処分場から現処分場まで、全ての処分場が含まれるとの理解でよい。 また、次期処分場はこの条例の対象か。
	事務局	前段は発言のとおり。嵐山の処分場から現処分場までの全てが、本条例の対象である。 次期処分場については、これから整備・検討を進める段階であるため、現時点では対象になっていない。
	会 長	嵐山、共和、新共和、中園の処分場は既に終了しているが、一部水質やガスの調査をしていた経過もあり、中園監視委員会でも議題として取り上げていた。 新共和の処分場までは非常に小規模で、大きな問題の発生はなかった。昨年廃止した中園処分場は多量のガス発生などの問題があったため、今後もモニタリングを継続する。そのため、議題は中園処分場が中心となるが、ほかの処分場も全て対象である。 ただし、次期処分場はまだ計画段階であるため、対象ではない。 ほか質問等はあるか。
	委員 2	資料 1 の 1 1 ページ、条例第 5 条第 3 項に「委員は、再任されることができる。」とある。 公募委員に関しては 2 年に 1 度の改選時、定員に満たない場合は再任可能という理解でよい。
	事務局	そのとおりである。
	会 長	この説明はこれでよい。

	(委 員)	(異議等なし)
	会 長	それでは次に進む。事務局から説明を願う。
資料 3 (最終覆土について)	事務局	(資料 3 により、現処分場における最終覆土について説明)
	会 長	これは前回会議で、今年度実施する最終覆土に関して、施工区画や内容等を整理して説明するよう求めたものである。 最終覆土は非常に重要で、埋立終了後に埋立地からごみが飛散しないために施工する。現処分場では、市で定めた規定に基づいて中間覆土を 50 cm、埋立終了区域には厚さが 1 m になるよう覆土しているとのこと。 私の認識とは少し異なっていたが、今の説明で状況は理解した。 何か質問等あるか。
	(委 員)	(質問等なし)
	会 長	資料 3 の図 2、中間付近の 18 段目（オレンジ部分）が今年の最終覆土施工区域。そこから右側が、現在埋立進行中の区画である。 あと 4 年で埋立を終了する予定だが、図のとおり随時埋立をして、完了したら最後に覆土を施工するということである。 最終覆土については、これでよろしいか。
	(委 員)	(異議等なし)
	会 長	資料 3 は以上とする。事務局から次の説明を願う。
資料 4 (ガス測定について)	事務局	(資料 4 により、今年度の現処分場におけるガス測定の内容を説明。)
	会 長	今の説明は現処分場のガス測定に関するもので、前回会議の審議結果を反映した今年度の実施内容である。 ガス測定に関しては会議後の勉強会でも説明するが、今年度資料 4 の内容で実施する目的を説明する。 現処分場ではこれまで、全 73 本中 4 本のガス抜き管について定点測定をしてきた。 あと 4 年で埋立を終了するが、埋立を終了しても廃止手続きを完了するまでは、維持管理が必要となる。 廃止とは、安全が確認されて水処理等の管理が不要になる状態。先ほど委員 1 の発言にあったが、中園処分場は昨年 7 月に廃止するまで、毎年 1 億円程度の維持管理費用がかかっていた。 現処分場は次期処分場が稼動した時点で埋立を終了するが、その後も廃止するまでは維持管理費用がかかる。 速やかに廃止することで将来的な市民負担の軽減を図るため、まずは今年、全てのガス抜き管でガス発生の有無を調査し、

		ガス発生が認められる管の中から測定対象を検討・選択する。そして、今後は選択した対象に集中して測定を行うことにより、廃止手続に必要な資料を効率的に収集していくものである。 質問等はあるか。
	委員 1	資料 4 の「1 ガス測定の意義」の三行目「埋立ごみの分解が進み安定化が進行するとガスの発生は減少…」に関して。 ごみが搬入された時点ではガスは発生しておらず、埋立後に地中で反応が始まり徐々に発生ガス量が増加、ピークを過ぎると減少していくということは、発生ガス量がピークを過ぎた辺りから地中内の反応も収まっていくという理解でよいのか。
	事務局	地中では微生物の働きによってごみが分解されるが、その活動に伴ってガス発生量も増加する。分解の進行により分解するものが減ると分解活動も縮小、それに伴ってガス発生量も減少する。更に分解が進行してガス発生がほぼなくなると、処分場廃止の可否を検討する段階となる。
	会 長	補足する。焼却施設（近文清掃工場）が稼動する前の平成 7 年まで、旭川市内から発生するごみは全て中園処分場に埋立していた。非常に多くの有機物（紙や木など）も含まれていたため、多量のガスが発生していた。 一方現処分場は、設置当初 4 年ほどは事業系の生ごみ等を埋立していたが、その後は焼却灰や不燃ごみ等が中心で、ガス発生の原因となるごみは減っている。 中園処分場は埋立終了後 10 年ほどがガス発生のピークで、そこから徐々に減少していった。 現処分場は私も調査をしているが、恐らく既にピークを過ぎている状態で、今後、ガス発生量は減少していくと考えている。 中園処分場は埋立終了が 2003 年、廃止が 2025 年と廃止までに 22 年間を費やしているが、現処分場はそれよりも短期間で廃止できると考えている。そのために必要な調査を今年から行って、廃止の見込みを立てようとするものである。 質問等はあるか。
	委員 2	資料によって「データ」と「データー」の表記があるので統一すべき。「データ」が一般的と考える。
	会 長	事務局には、「データ」で統一を願う。 （※ホームページ等には、修正した資料を掲載する。） ほかに意見等はあるか。
	(委 員)	(意見等なし)
	会 長	資料 4 は以上とする。事務局から次の説明を願う。

口頭報告 (浸出水の内部 貯留について)	事務局	資料１、２６～２７ページの融雪期等における旭川市廃棄物処分場浸出水処理対応基準（以下「基準」という。）に関連する事案を報告する。 今年度初頭から、雪解けによる浸出水の一時的な増加や浸出水処理工程の一部である膜処理設備の能力低下により、水処理が追いつかず調整地の水位が上昇。４月９日に基準の２に定める適用条件に該当したため、４月１０日、基準の３に基づいて埋立地内への内部貯留及び仮貯留池へのポンプ圧送を開始。現在も調整地の水位に注視しつつ対応を継続中である。 なお、膜処理設備は中核部品である膜の交換を計画的に進めており、昨年度は２系統のうち１系統を、残りを今年６月中に交換して、処理能力の回復を図ることとしている。報告は以上である。
	会 長	資料１、２７ページの図で説明する。 埋立地から出た水は、一旦調整池に貯留された後に水処理施設へ送られる。調整池は大雨等にも対応できるよう、おおむね２週間分の処理水量を貯留できる。 説明にあった膜処理は、例えば海水の淡水化などにも使われる処理で、水質を改善する工程のひとつ。劣化により膜の交換が必要な状態で処理能力が低下しているため、調整地の水位が下がらず、基準に基づく対応が継続している状況である。 基準３（２）の仮貯留池へのポンプ圧送について、仮貯留池は埋立地の上部奥側にブルーシートを敷いて設置。そこに埋立地下側にある吸水人孔から浸出水をポンプで汲み上げて一旦貯留することで水位の上昇を抑えるための対応。 毎年雪解け時期に実施しており特別な対応ではないが、今回その対策の一環として、膜処理設備も整備しているということである。 以上、処理量をオーバーした浸出水を、埋立地の上部に一旦貯留する対応等を行っている旨の報告であった。次に進む。
議事(3) (会議定例化と 今年度の計画)	司 会	議事(3) 会議の定例化と令和８年度の調査検討計画について会長から説明を願う。
	会 長	会議日程や調査検討事項は、本来この協議会で自主的に決めるべきだが、市の事業スケジュールや予算策定の時期なども考慮する必要があるため、事務局案により審議したいと思うがどうか。
	(委 員)	(異議等なし)

	事務局	(事務局から事務局案〔議事(3)事務局案〕を配付) (説明内容は、議事(3)事務局案のとおり)
	会 長	処分場の現況に関しては第2回会議で動画による説明が行われると思うが、11月上旬の環境調査立会でも現地を確認することになる。 例年実施している廃棄物処理施設の視察について、今回は約半数の委員が改選しており、新設のリサイクル施設等を視察することになると思うが、詳細は改めて協議する。 この案の内容でよろしいか。
	委員 4	昨年廃止した中園処分場について、今年度から跡地利用の審議をすることにしていたので、調査検討事項に加えてほしい。
	事務局	第2回会議以降の調査検討事項に加える。
	委員 2	次回会議の会場は今回同様（近文清掃工場）か。
	事務局	会議で実施する処分場の現況確認に関して、現地で確認をする場合は処分場、動画で確認する場合は近文清掃工場が会場となる。いずれかをこの場で決定されたい。
	会 長	8月下旬の次回会議と11月上旬の環境調査立会が現地確認可能な機会。11月は気温がかなり低く参加が難しい委員もいると思われる。8月に現地確認も兼ねて処分場で会議を開催してはどうか。
	委員 4	現地を見ていない新任委員が約半数いるので、次回は処分場での開催が良いと思う。
	事務局	新任委員を対象とした事前研修で、現処分場と中園処分場は見学済みである。
	委員 4	水処理施設の内部や中園処分場のガス抜き管も見学しているか。
	事務局	水処理施設内で水処理の原理等を説明した。実際の処理状況は動画を作成している。そのほか中園処分場のガス抜き管など見学可能なところは、一通り見学済みである。
	会 長	既に見学済みであれば処分場の現況は動画による確認とし、次回会議もここ（近文清掃工場）で開催することでよいか。
	(委 員)	(異議等なし)
	会 長	では、そのように決定する。
議事(4) (資源物の搬入)	会 長	議事(4)廃棄物処分場への資源物の搬入について、事務局から説明を願う。
	事務局	本提案を行う背景・理由について。 ・ 近年、本市の廃棄物処理施設において、リチウムイオン電

		池やモバイルバッテリー等に起因する火災事故が頻発しており、全国的にも大規模火災によりごみ処理施設が停止する状況が発生している。 中東情勢の悪化による原油やナフサの供給不安等の影響により、一部の資源物中間処理施設では、資材確保が困難な状況であり、資源物の中間処理が困難になる可能性も想定される。 上記等により、資源物を処分場に搬入せざるを得ない状況になった場合に備えて、具体的な方法等をあらかじめ定めておく必要があると考え、令和5年に作成した可燃ごみ搬入マニュアルと同様の考え方にに基づき、資源物搬入マニュアル案を作成した。
		(資料5により、資源物搬入マニュアル案について説明)
	会 長	特に現在の懸念はナフサ不足による資材確保の問題。中間処理施設で圧縮したペットボトルやプラ製容器包装を結束するためのPPバンドが供給不安になっており、供給が途絶えた場合は資源として出荷できないため、別の対応が必要になる。 処理について、ペットボトルとプラ製容器包装は中間処理施設に余力がないため即埋立。缶・びん・紙製容器包装は一定量までは仮置きをして中間処理施設に再搬出する。 現在の懸念はナフサ不足の影響を受けるペットボトルとプラ製容器包装だが、缶・びん等についても施設が被災した場合等に対応するため、併せて整理したとのこと。 今回資料の添付はないが、令和5年に作成した可燃ごみの搬入マニュアルに関して。作成するきっかけとなった事例では、仮置きした4日分の可燃ごみを約3週間かけて近文清掃工場に搬入した。中身が生ごみであるため、仮置場の周辺は数日で強烈な臭気に包まれていた。その状況に比べると、資源物が対象である本案の作業環境はかなりよいと思われる。 万一の場合に資源物の仮置きや埋立をするための緊急対応に関する説明であったが、質問等はあるか。
	委員 3	緊急対応とのことだが、最長でどの程度の期間まで対応可能と想定しているか。
	事務局	あくまで係数を用いて換算した容量で整理したものだが、3ページの「5 埋立容量の余裕」に想定される搬入最長期間を記載している。 併せて、資料の訂正を2か所願います。 2ページの4(2)ペットボトルの1行目にある「旭川市リサ

		イクルセンター」を「旭川ペットボトル中間処理センター」に、同じく(3)プラスチック製容器包装の1行目にある「旭川市リサイクルセンター」を「REPLAファクトリー」に訂正する。 (※ホームページ等には、修正した資料を掲載する。)
	会 長	資料にある搬入可能期間は、埋立容量を全て使用する想定で計算された期間である。
	委員 3	搬入可能期間が、想定される最長期間という理解でよいのか。
	事務局	基本的にはそうなる。ただし、一部を焼却に振り分け又は圧縮して減容するなどの方法で、期間が延長する場合もあり得るので、目安と考えてほしい。 いずれにしても、埋立地の残余容量内での対応となる。
	会 長	例えばペットボトルは圧縮して容積を小さくする。紙製容器包装は可能な範囲で焼却するなど前処理の検討も同時に進めることになる。 資料のデータから資源物全てを埋立した場合の容量を計算すると、1週間で約2,200m ³ 、10週間で現在の年間埋立量の約半分となる。10週間もの施設停止はあまり想定できないが、資源物は嵩が大きいので、少しでも容積を減らす工夫が必要である。 先ほど可燃物の対応に触れたが、当時はかなり状況が逼迫しており、対応まで2週間程度しかなかったため、十分な検討ができなかった。 その経過を踏まえて、今回はあらかじめ対応マニュアルが作成された。至急で作成されたため、実態に合わせた調整が必要になると思われる。 今後、実際に緊急事態が発生した場合はこのマニュアルに基づいて対応するが、状況に応じて調整が必要になった場合の対応は会長である私に一任いただき、皆様には事後報告となる場合もあり得ることも含めて了解していただきたい。 当然、可燃ごみやプラスチック類を埋立するのは非常にもったいないことと認識しているので、できる限りの対策を講じた上で最低限やむを得ない部分を埋立する考えである。 緊急時に資源物を処分場に搬入するための議事であったが、了解していただけるか。
	(委 員)	(異議等なし。)
	会 長	それでは次に進む。
その他	会 長	その他として何かあるか。
	(委 員)	(意見等なし。)

	会 長	以上で、令和８年度第１回 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会会議を終了する。
閉会	司 会	ありがとうございました。 引き続き勉強会を開催する。
会議後に実施 ・勉強会 廃棄物最終処分場に関わる水質基準及び埋立ガス（講師：会長） ・施設見学 旭川市近文清掃工場		